

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号） 新旧対照条文（該当部分）
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
(略)	(い)	(略)	(い)
	(ろ)		(ろ)
<p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p> <p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、法第八十五条第五項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料及び現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料にあつては、この限りでない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 コンクリート</p> <p>八〜二十三 （略）</p>		<p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p> <p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、法第八十五条第五項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料及び現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料にあつては、この限りでない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 コンクリート</p> <p>八〜二十三 （略）</p>	

(略)	第一第七号に掲げる建築材料	JIS A五三〇八(レディーミクストコンクリート)―二〇一四

(略)	第一第七号に掲げる建築材料	JIS A五三〇八(レディーミクストコンクリート)―二〇一四(回収骨材を使用するものを除く。)